

結ぶ。つなく。未来へ。

5<sup>th</sup>  
Anniversary  
1973  
2023  
JA筑紫

# JA年金予約 キャンペーン Campaign



JAなら年金のお受取りに向けたサポートが充実！！



Support

1

### 年金の 請求時期を ご案内

請求手続きが可能となる月の  
4か月前にお知らせいたします。

Support

2

### 年金請求時の 手続き方法を サポート

複雑なお手続きもJAが  
お手伝いさせていただきます。

Support

3

### 年金に関する 相談サポート

担当者による無料相談を  
行っておりますので、お気軽に  
ご相談ください。

令和5年 4月3日 月 ▶ 令和6年 2月29日 木

対象者 55歳以上で将来JAで年金をお受取りいただける方。

期間中、年金のお受取りを  
ご予約いただくと、抽選で

県内合計  
**2,000**名様に

座って健康！

## タニタ バランス クッション プレゼント！！



敷いて座るだけで  
トレーニング！



※写真はイメージです。  
実際の商品と異なる場合がございます。

第1期

抽選予定：令和5年10月

### 当選：1,000名様

令和5年4月3日 ▶ 令和5年9月30日受付分

第2期

抽選予定：令和6年3月

### 当選：1,000名様

令和5年10月1日 ▶ 令和6年2月29日受付分

JAとお取引のない方でもお気軽にご相談ください。  
詳しくはJA窓口までおたずねください。

JA筑紫

<http://www.ja-chikushi.or.jp>

JA 筑紫

検索

# JA筑紫 年金お受取りご予約特典

応募期間 令和5年 4月3日 月 ▶ 令和6年 2月29日 木

期間中のご予約で

県内合計**2,000**名様

第1期：1,000名様／第2期：1,000名様

## タニタ バランスクッション プレゼント!!

### ご応募いただける方

JAで年金のお受取りを  
ご予約いただいた方

※55歳以上で将来JAで年金をお受取りいただける方を対象とします。  
※JAとお取引がある方とします。

### ご応募方法

JA所定の「年金受取ご予約カード」に  
必要事項を記入し、年金のお受取りを  
指定されるJAに提出してください。

※当選者の発表は、厳正なる抽選のうえ、当選ハガキの発送をもって  
かえさせていただきます。

### 抽 選

(第1期) 令和5年10月  
(第2期) 令和6年3月

※第1期抽選は、令和5年4月3日～令和5年9月30日受付分  
の「年金受取ご予約カード」にて抽選します。  
※第2期抽選は、令和5年10月1日～令和6年2月29日受付分  
の「年金受取ご予約カード」にて抽選します。

### 賞品の受け渡し

(第1期) 令和5年11月  
(第2期) 令和6年4月

※賞品の受渡しは当選ハガキと引換え時に  
おこないますのでご予約のJAへご連絡下さい。



## 年金の支給開始年齢

生年月日	←特別支給の老齢厚生年金→		
男性：昭和30年4月2日～32年4月1日 女性：昭和35年4月2日～37年4月1日	62歳▲	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
男性：昭和32年4月2日～34年4月1日 女性：昭和37年4月2日～39年4月1日		63歳▲	報酬比例部分 老齢厚生年金 老齢基礎年金
男性：昭和34年4月2日～36年4月1日 女性：昭和39年4月2日～41年4月1日	64歳▲	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
男性：昭和36年4月2日以降生まれ 女性：昭和41年4月2日以降生まれ			老齢厚生年金 老齢基礎年金

▲60歳

▲65歳

公務員厚生年金の支給開始年齢は  
男女とも厚生年金の男性と同様になります。

次に該当する場合は、60歳以降報酬比例部分支給開始年齢に応じて、特別支給の老齢厚生年金の定額部分相当額が受給できます。  
◆厚生年金の被保険者期間が44年(528月)以上がある退職者。 ◆厚生年金の障害等級3級以上の障害状態である退職者。

## その他にもJAには便利なサービスがたくさん!!



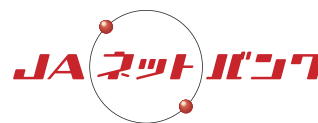
GOOD DESIGN  
JAバンクアプリ

アプリで手軽に残高チェック  
いつでも手軽に残高のチェックや  
明細の照会ができるアプリです。



日常使いに大変便利

JA独自の多彩な特典を備えたクレジットカード  
です。



PC・スマホがJAの窓口  
振込や税金・公共料金の支払  
い、定期貯金取引、ローン返済  
等のサービスが利用できます。



JAとお取引のない方でもお気軽にご相談ください。詳しくはJA窓口までおたずねください。